

家屋の「新・増築」「取り壊し」は届け出を

家屋（住宅や店舗、作業所、事務所、車庫など）に係る固定資産税は、毎年1月1日までに新・増築されたものは翌年度から課税され、取り壊しや売却をしたものは翌年度から課税されなくなります。

今年、すでに家屋を新・増築した人や取り壊した人、12月末までに取り壊す予定のある人は税務課へ届け出を。なお、新・増築の場合は家屋評価のための調査が必要です。

▶詳しくは、税務課（☎66・1027）へ。

給与所得者の皆さんへ 扶養控除（異動）申告書の記入上の注意

平成23年分の所得から、16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象にならなくなりました。

しかし、障害者控除および寡婦・寡夫などの適用、市・府民税の非課税判定においては対象となり、税と連動する医療・福祉制度などに影響する場合があります。給与所得者で、16歳未満（平成10年1月2日以降生まれ）の扶養親族がある人は、「平成25年分扶養控除等（異動）申告書」下段の「住民税に関する事項」欄に、必要事項を記入して給与支払者に提出してください。

▶詳しくは、税務課（☎66・1026）へ。



ストップ！滞納 ～12月は滞納整理強化月間～

国民健康保険料の収納率の向上を目指し、12月を「滞納整理強化月間」として、滞納者に文書や電話などによる納付催告、訪問徴収などを実施します。

支払い能力がありながら納付されない場合、預貯金や給与などの差し押さえを厳正に行います。保険料の納付にご協力をお願いします。

▶納付相談などは保険医療課（☎66・1007）へ。

《口座振替をご利用ください》

国民健康保険料や市税などの納付には口座振替をご利用ください。手続きは、金融機関か郵便局の窓口で（通帳、届出印、納付書が必要）。

▶口座振替に関する問い合わせは、税務課（☎66・1025）か保険医療課へ。

ゆうさいくんに年賀状を出そう

郷土の英雄である細川幽齋公のイメージキャラクター「ゆうさいくん」に年賀状を送ってみませんか。

年賀状を送った人には、もれなく「ゆうさいくん」から返事が届きます。

【送付方法】年賀状に住所、氏名、電話番号を記入し、〒625-8555 社会教育課へ。来年1月15日（火）必着。

展覧会を開催

届いた年賀状を展覧します。

【日時】来年1月19日（土）～27日（日）9時～17時

【場所】市民会館

【その他】年賀状のデザインを審査し、優秀作品を決定。優秀作品には、賞状と現在作成中の「細川幽齋公冊子」などの記念品を贈呈します。

▶詳しくは、社会教育課（☎66・1073）へ。



節電対策に取り組みます

市では、市民の皆さんの健康と地域経済に影響を及ぼさないことを基本に、引き続き節電対策に取り組みます。ご理解とご協力をお願いします。

期間は12月3日（月）～来年3月29日（金）の平日（年末年始を除く）、9時～21時。

《市役所の取り組み》

本庁舎で平成22年度同期比10%以上の削減を目指します。主な取り組み内容は次のとおり。

◆照明の間引き点灯、トイレなどの未利用時の消灯
◆昼休み・業務終了時の一斉消灯
◆室内空調温度を原則17℃に設定
◆ウオームビズの実施

《家庭・事業所の皆さんへ》

ご家庭では健康に、事業所では生産活動に影響が生じない範囲で、平成22年度同期比6%削減を目安とした節電にご協力をお願いします。主な節電対策は次のとおり。

◆家庭向け ◆室温20℃を心掛ける◆照明は小まめに消灯◆使っていない電化製品の電源プラグをコンセントから抜く

◆事業所向け ◆ウオームビズの実施により室内空調温度を19℃に設定◆最低限の照明の点灯◆OA機器の未使用時は電源を切る

▶詳しくは、生活環境課（☎66・1005）へ。

緊急地震速報の伝達訓練を実施

市では、全国一斉に行われる「緊急地震速報伝達訓練」における情報伝達訓練を実施します。今回の訓練は国からJ-ALERT（全国瞬時警報システム）を通じて送られる緊急情報のうちの1つである緊急地震速報を「まいづるメール配信サービス」や「防災行政無線」を用いて市民の皆さんにお知らせするものです。

【日時】12月3日（月）10時15分ごろ

【伝達方法】

◆まいづるメール配信サービスによるメール配信

◆防災行政無線による放送

【J-ALERTと連動して配信している情報】

	まいづるメール配信サービス	防災行政無線
国民保護情報 (弾道ミサイル情報、大規模テロ情報など)	○	○
緊急地震速報 (推定震度4以上)	○	○
津波警報・注意報	○	○
気象警報 (大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報など)	○	×

今回の伝達訓練

▶詳しくは、危機管理・防災課（☎66・1089）へ。

受診のときは保険証の提示を！

近年、医療機関などから保険証忘れによる国民健康保険の資格確認の問い合わせが増加しています。

保険証を提示せずに医療機関を受診した場合は、原則、医療機関の窓口で医療費の全額を支払い、後で健康保険の窓口で7割分の払い戻し手続きをしていただく必要があります。

医療機関などを受診される場合は、必ず窓口で保険証を提示しましょう。

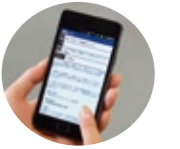
▶詳しくは、保険医療課（☎66・1003）へ。



防災ひとくちメモ

～緊急速報メールで災害・避難情報を配信～

市では、NTTドコモの「緊急速報エリアメール」およびKDDI(au)とソフトバンクモバイルの「緊急速報メール」を活用し、特定エリア内（舞鶴市全体）の携帯電話宛てに緊急性の高い災害・避難情報を一斉配信することとしています。緊急速報エリアメール・緊急速報メールが配信されると携帯電話の画面に配信内容を自動表示し、専用の着信音とバイブレーションでエリア内にいる人に災害・避難情報を強制配信します。



《注意事項》

一部の機種では次の点にご注意ください。◆受信できない場合があります◆メールの受信設定が必要な場合があります◆マナーモード設定中でも専用の着信音が鳴ります。必要に応じて鳴動の設定を（一部機種では鳴動設定できません）◆バイブレーションが作動しない場合があります

詳細は、NTTドコモインフォメーションセンター（☎0120・800・000、携帯電話は☎151）、KDDI（☎0077・7・111、携帯電話は☎157）、ソフトバンクモバイル（☎0800・919・0157、携帯電話は☎157）へ。

※同様の情報を「まいづるメール配信サービス」でも配信しています。市ホームページや右コードから簡単に登録できます（登録料は無料）。



▶詳しくは、危機管理・防災課（☎66・1089）へ。

ジェネリックを使ってみませんか

増加傾向にある医療費を抑制し、個人の負担軽減を図るため、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用促進通知」を12月中旬に送付します。

【送付対象者】

舞鶴市国民健康保険の被保険者で、生活習慣病（高血圧・高脂血症・糖尿病）において先発医薬品を処方されている人

ジェネリック医薬品とは…先発医薬品の特許が切れた後に、同じ主成分で製造・販売される低価格の薬で、効き目や安全性が実証されています。ただし、添加物などが違うため、副作用などが異なる場合があります。

▶詳しくは、保険医療課（☎66・1003）へ。